

平成22年度 補正予算審査特別委員会 会議録		
招 集 期 日	平成23年1月28日	
招 集 場 所	厚岸町 議場	
開催日時	開 会	平成23年1月28日 11時07分
	閉 会	平成23年1月28日 14時52分

1. 出席委員並びに欠席委員

議席番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	音喜多 政 東	○	9	菊 池 賛	○
2	堀 守	○	10	谷 口 弘	○
3	佐々木 敬 治	○	11	大 野 利 春	○
4	高 橋 奏	○	12	岩 谷 仁悦郎	○
5	中 川 孝 之	○	13	室 崎 正 之	○
6	佐 齋 周 二	○	14	竹 田 敏 夫	○
7	安 達 由 圃	○	15	石 澤 由紀子	○
8	中 屋 敦	○			
以上の結果、出席委員15名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	佐 田 靖 彦	議事係長	田 崎 剛
--------	---------	------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1)町長部局

町 長	若 狹 靖	監査委員事務局長	豊原 隆弘
副町長	大 沼 隆	農業委員会事務局長	高谷 高
総務課長	佐 藤 悟		
税財政課長	小 島 信夫		
まちづくり推進課長	湊 谷 政弘		
町民課長	米 内 山法敏		
保健介護課長	久 保 一将		

福祉課長
環境政策課長
産業振興課長
建設課長補佐
病院事務長
水道課長
特老施設長
会計管理者

松見 弘文
大崎 広也
高谷 高拓
水上 正彦
土肥 智晴
常谷 実
桂川 正保
田辺

(2) 教育委員会

教育長
管理課長
指導室長
生涯学習課長
体育振興課長

富澤 泰
須佐 祐吉
辻川 尚志
稲垣 聡
高根 行晴

平成22年度補正予算審査特別委員会

●年長委員（高橋委員） ただいまより、平成22年度補正予算審査特別委員会を開会します。本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。これより本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

●12番（岩谷委員） 12番。

●年長委員（高橋委員） 12番、岩谷委員。

●12番（岩谷委員） 年長委員長のご指名において決していただきたいと思います。

●年長委員（高橋委員） ただいま、年長委員指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●年長委員（高橋委員） 異議なしと認めます。それでは私から、委員長には室崎委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●年長委員（高橋委員） 異議なしと認めます。よって、委員長には室崎委員が互選されました。

●年長委員（高橋委員） 委員会を休憩します。

[休憩 午前11時08分]

[再開 午前11時09分]

●委員長（室崎委員） 委員会を再開します。これより副委員長の互選についてお諮りいたします。

●12番（岩谷委員） 12番。

●委員長（菊池委員） 12番。

●12番（岩谷委員） 委員長指名において決していただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） ただいま、委員長指名の声がありますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

●委員長(室崎委員) ご異議なしと認めます。それでは私から、副委員長には佐々木委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

●委員長(菊池委員) 異議なしと認めます。よって副委員長には佐々木員が互選されました。

●委員長(室崎委員) それでは直ちに審議に入ります。議案第2号平成22年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし審査を進めてまいります。第1条の歳入歳出予算の補正、4ページ、事項別明細書をお開き願います。5ページ、歳入から進めます。進め方は款、項、目により進めます。

11款1項1目、地方交付税。ございませんか。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。6目土木費国庫補助金。

16款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金、6目土木費道補助金。

●委員長(室崎委員) 歳入を終わります。歳出に入ります。7ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。ございませんか。9ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費、8目社会福祉施設費。ありませんか。10番。

●10番(谷口委員) 説明では13施設というふうに説明されましたけれども、改修工事の主な内容の説明をお願いいたします。

●委員長(室崎委員) 町民課長。

●町民課長(米内山課長) 集会所等整備事業についての、各施設ごとの内容を申し上げたいと思います。お手元に説明資料といたしまして、きめ細かな交付金事業一覧の中で集会所整備事業ということで、施設名が書かれておりますけれども、ちょっと私どもの資料と順番が違いますけれども、ご了承願いたいと思います。まず、門静地区集会所改修工事ということでございまして外壁のサイディング関係、コーキングの打ち替え。これが180mほどございます。サイディングの一部張替えが96㎡、それからそれに伴います塗装が214㎡。集合煙突の撤去、屋根一部葺き替え、FFストーブ新設1台という内容でございまして。次に湾月町生活館改修工事でございますが、床改修でございます。集会室床59.78約60㎡調理室が約15㎡の床組の改修工事でございます。金額は、門静地区集会所に関しましては、254万7千円、それから湾月町生活館改修工事264万6千円を予定してございます。次に松葉地区集会所でございますが、吸排気口のフードの囲い改修ということで、フードが実は傷んでございまして、その保護ということで17万4千円でございます。それから有

明地区集会所外壁改修工事。これは主に外壁のサイディングのコーキングの打ち替え、それから一部取り換えということで、10㎡ほどみてございます。金額が17万2千円でございます。それから湖南地区集会所でございます。これは玄関周りの見切りウレタン塗装の塗り替えと網戸を1カ所取り換えるということで、4万6千円ということでございます。片無去地区集会所でございますが、サイディングの張り替え、それから玄関周りの靴洗い場の袖壁の天板の改修、便槽モルタルのモルタルの改修が2カ所ほど。それから網戸の張替えが1カ所ということで15万1千円。次に片無去パイロット地区集会所でございますけれども、主に内装の張替ということで、123㎡ほどございます。ベそれと便所。簡易水洗化に2カ所ほどする内容でございます。金額が122万9千円ということでございます。白浜地区集会所でございますが、スロープの改修を、歩道から車道までのスロープの改修を行おうとするものであります。これが10万5千円。住の江地区集会所の改修でございますが、これも外壁の改修が主でございますして、コーキングの打ち替え、それからサイディングの張替、軒天の塗装、プロパン庫の基礎の改修を考えてございます。金額が75万2千円でございます。次、若松地区集会所でございますが、外壁のコーキングの打ち替え、サイディングの一部張替45㎡ほどございます。それからそれに伴います塗装、軒天も含めた塗装でございます。それと、非常口の建具を取り換えるという内容でございますして、96万3千円を考えてございます。それから糸魚沢地区集会所、屋根の塗装でございます。屋根面335㎡、それから街灯のポール1灯、これの塗装を行おうとするものであります。金額が96万9千円を考えてございます。上尾幌コミュニティセンターでございますが、外壁の改修としましてコーキングの打ち替え、それから一部塗装、それからプロパン庫の基礎モルタルの改修ということで35万3千円をみてございます。最後に生活改善センターでございますが、非常階段の塗装それから一部補強ということと、屋上のパラペットの笠木の改修、玄関周りのモルタル改修、合わせまして33万9千円ほどでございます。以上の内容でございます。

●10番（谷口委員） はい、いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。他にございますか。2番。

●2番（堀委員） 今、大変細かい説明があったんですけども、実際に予定工期というものが、参考資料の方で示されているんですけども、4月から11月までと言う中で。発注方法についてはどのように考えているのか、これらを全て一括で発注するのか、それとも別々に出そうとしているのかお聞きしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 工事の発注につきましてでありますけれども、基本的には各施設ごと1本ずつ分けて、できるだけ受注の機会を広げるということで、現在、考えてございます。なお、細かい金額のものもございますので、実際のところ、入札にかけられる内容につきましては、門静と湾月町、その他は随意契約で見積もり合わせという中で、今、

発注を考えてございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。他にございますか。2番。

●2番（堀委員） そうした時に町内業者の参加というものが話になってくると思うんですけども、確か今年は、財務規則に指名願を受け付けている年ではなかったかなと思うんですけども。例えば本当に、小修繕とかになりますよね。今現在もそうなんですけど、まだ、当然、受付期間はあると思うんですけども、町内の細かい小修繕をやるような事業者に対して、こういうものがあるから是非とも指名願というものを出していただいた中で、できるだけ参加していただきたいとか、そういうような働きかけはしているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 個別には行っておりません。町の告示あるいはネットで公表という手法を使っております。

●委員長（室崎委員） 2番。

●2番（堀委員） そうすると、告示の中でもこれだけの細かいものというもので、きちんと告示されると。それは、今現在、この2月いっぱいくらいまでを指名願の期間としていると思うんですけども。そういった中でも間に合うように、事前に告示ができるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 説明不足で申し訳ございません。誤解されていると思いますが。指名願の受付に関する周知を先ほど私から答弁させていただきました。これらについては、関連する業者さんは、もう既にどういう手続きをしなければならぬかということは十分承知をされていると理解をしておりますし、今、町民課長の方から答弁をしましており、できるだけ町内の業者さんに、これは、他の業者さんをお願いするという内容ではないのかなと。他のというのは、町外の業者さんをお願いをするという内容ではないのかなというふうに理解をしております。

●2番（堀委員） はい、いいです。

●委員長（室崎委員） いいですか。他に8目、ございませんか。なければ先へ進みます。2項児童福祉費、4目児童福祉施設費。ありませんか。11ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費。ありませんか。10番。

●10番（谷口委員） 今回、この子宮頸がん、それからインフルエンザヒブワクチン、それから小児用肺炎球菌ワクチンの予算を組まれているわけですが、結果的には、この資料を見ますと子宮頸がんについては、高一を対象にすると。それからヒブワクチンは、5歳未満までなので、4歳児を今回は対象にするというふうにしているんですけども。この接種対象者年齢は、中一から高一。それからヒブワクチン、小児用肺炎球菌については、2ヶ月齢から5歳未満ということになっていますから、新年度からは今回の年齢に、今回はそれを超えてしまうと、その対象にならなくなるということで、こういう対象者を22年度事業では行っていますけれども、今度はもっと低い年齢からも接種を行えるようにするというふうに理解していいのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。委員おっしゃるとおり、23年の4月からは、参考資料でお示しさせていただいたとおり、子宮頸がんにつきましては中学1年生から高校1年生の全年齢者を対象にということになりますし、ヒブと小児用肺炎球菌につきましては、0歳から5歳未満、いわゆる4歳までの年齢層を対象に進めるということでございます。この0歳と申しますのは、生まれてすぐというのではなくて、2ヶ月齢児ですから、生まれた月は0ヶ月、1ヶ月、2ヶ月という換算をしますが、2ヶ月以上の幼児を対象にするということでございます。それで、22年度の事業、委員おっしゃるとおりそれぞれの年齢で設定をさせていただきました。ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、新年度になりました時に、まるっきり対象から外れる。1回接種の対象者でございますので、丸々はずれるということが出てまいりますので、22年度の中で1回接種をして完結をしていただくという事業になります。それから高校1年生の22年度の接種でございますが、23年度高校2年生になりますと、この方々も対象外になるということで、国の臨時特例交付金の事業の進め方としては、22年度中に子宮頸がんのワクチン接種を1回、初回を接種されている方については、次年度の接種予定になります2回分についても、この補助事業で対象にしていくということになっておりましたことから、今回、22年度の事業の中で1回受けていただいて、高校2年生になっても残る2回の接種については可能という事業展開ということをご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） この子宮頸がんの対象者の接種なんですけど、これ、例えば医療機関はどういうふうになるんですか。高校生になると、町内だけの学校に通っているわけではありませんよね。そうすると、市内の高校やあるいは下宿をしているとかね。そういう場合の接種の仕方はどうなっていくのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 22年度、23年度それぞれの医療機関で接種を受けるかということにつきましては、町内の医療機関、2つございますが、こちらに限定させていただくということで考えております。3学期の休み等の活用もしていただきながらということで、周知の方法につきましては、チラシとかの方法ではなくて、個別に、対象者皆さんに接種事業の開始のご案内をさせていただくことにしております。その中で接種の機会の確保の方法ということで、春休み中の医療機関への予約等をしていただくということでの、接種方法ということでございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） そうすると春休み利用してという、今、説明でしたけれども。例えば、このワクチン接種にあたって体調等の不良があったという場合に、それとぶつかってしまうというようなことがあると、その人はもう機会を逸してしまう。何らかの救済方法はあるんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 委員ご心配の部分は、国の事業の中でも想定をされておりました、個人の都合で受けられなかった部分については、救済の方法がございませんが、発熱等、接種をしようとした日に体調不良ということになれば、これは医師の判断で延期をするということになりますので、例外としてその方は対象にされるということでの事業展開でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） それは診察を受けてということなのか、それとも自宅で療養したという場合は対象になるんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 個別の確認方法につきましては、具体的にどうするというのはまだ、詰めておりませんが、基本的には医療機関に、今日、発熱があると、体調不良の具体的な内容をお話しをいただいて、その上でドクターが、それじゃあ一度おいで下さい、あるいは今回はいいですよというような判断になるのかなと思っております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） 結果的には、そこから漏れることがないように、接種を希望されている方々が全員接種できるような方法をつくりあげてほしいと。結果的に医療機関に出向かなかった人が全て落ちてしまうというようなことにはならないような手立てを打ってや

りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 22年度の対象者につきましては、参考資料の中でも人数をお示しさせていただいておりますが、途中で、まだ接種を受けられていないという方には追加の文書も、連絡も差し上げるというようなことで、委員おっしゃられるような接種漏れのないようにという対応の中で進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。2目、他にございませんか。なければ先に進みます。13ページ。

5款農林水産業費、1項農業費、9目堆肥センター費。ありませんか。3項水産業費、3目漁港管理費。ありませんか。15ページ。

6款1項商工費、2目商工振興費。1番。

●1番（音喜多委員） ここで、プレミアム商品券の関係でちょっとお尋ねしたいと思います。今回、年度末というか、繰越になりましたから平成23年度で主にやられるんだろうと思うんですが、これは、町から1000万円。そうするとどのような事業というか、どの程度の額を、枚数というか、セットですね。今日も既に新聞等に発表されていますけれども。その事業的な内容について詳しく説明していただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。今、質問委員が言われたとおり本日の新聞でもちょっと触れておりましたけれども。厚岸プレミアム商品券につきましては、厚岸町商工会の方から、これについての要請がきているわけがございます。その中で、今、今日の新聞でもありましたけれども、こういった議会の議決を得た後に詳細については検討するということではございますが、今、考えられている実施の案でお答えをさせていただきます。私ども厚岸町で把握している部分では、発行につきましては厚岸町商工会が行うということではございます。実施の期間でございますけれども、これにつきましては2つの期間に分けて実施をしたいという意向でございます。第一弾としては、4月から8月を第一弾、第二弾については11月から3月までを第二弾ということではございます。それで商品券のワンセットあたりの部分ではございますが、今考えられておられるのは500円券を10枚、ですから5000円ですね。それと、1000円券を8枚というふうに、今、考えられているようです。合わせて1万3000円の商品券になりますが、それを1万円で発行をする。ですから3000円分、30%について、いわゆるプレミアムだということで考えているということではございます。全体の発行セット数でございますが、全体で3400セットを考えているということではございます。一弾、二弾と分けて行うわけですから、それぞれ1700セットずつ販売をしたいということではございます。そうした時に、全体的にはプレミアム相当分というのは、全部が売れたということ想定しますと、3400万円で4420万円の額面

になるわけでございますから、プレミアム分は1020万円となります。この1020万円の内、今回補正予算で上程させていただいておりますのは1000万円でございますから、その20万円相当については商工会の方で手立てをする。実は全体で、商工会で考えられているのは、全体事業費としては、1221万円程度が想定事業費として考えられております。その内、町からプレミアム相当の1000万円相当の補助をいただいて、そして参加加盟店の方から手数料を5%程度いただきたいという案になってございます。この手数料等々で、商品券の印刷であるとか、あるいはポスターであるとか、参加店の幟であるとか、その他の事務的諸経費についてもそういった中から捻出をして、実施をしたいということで要望があがっている内容でございます。

●委員長（室崎委員） 1番。

●1番（音喜多委員） 今、聞いて、単純に今朝の新聞等を見て、町が1000万円ということであれば、それなりの数が出てと。ただ、このプレミアム商品券、いわゆる商店主というか、商工会に加盟の皆さんがどれだけ努力をするのかというのが問われていると思うんですよね。先般も、議員にも地元の商店から買って下さいという要請があるけれども、また、反面どれだけ商店主の皆さんがそういう努力というか、自分たちもどれだけ汗水を出して町民というか買っていただく皆さんに報いるのかという声もあるわけですよね。そういうところはしっかりみていかないと、全部、町に抱っこにおんぶの状態、儲けは自分たちよというのでは、これまたなかなか町民も理解しにくいところとか、それで今、どういう仕組みで町は関与して町が潤うとか、お互いに良い方向になるのかなという意味合いからお尋ねしたわけです。それで、それなりの努力とか、確かに印刷するにしても、事務的なことからしてもある程度の経費がかかるわけですから、今、商店主の方から5%の手数をいただくということですし、なおかつ1000万円プラス20万円がそれなり、商工会なり皆さんが努力するということですのでけれども。もう一つはご存じのとおり、去年の暮なんかも他の市町村でも同じようなことをやっていますよね。厚岸町は、去年の暮はやっていなくて、他の市町村の新聞報道が非常に目についたとか、そんな意味では今回、年度を通しての話ですから、2回に分けてということで、当然、年度末、年末ですね。年末なんかは物いりの購入の多い、春というのは卒業だとか入学だとか、いわゆる利用者が限られてしまうとか、そんなことから年末にやっていただければいいのにねとかという声も聞くんです。消費者の立場とか利用者の立場からですね。その辺のところ重々考慮されているのかなというふうに思います。今、私が言われたことを重々、当然考えていらっしゃるようですし、そのことを是非反映して、町民にいかにかこうしてそういう二重の功を奏するような、買う方もあるいは売る方もとか、商店街の方も町もまたそういった町内で回れるような策を是非考えていただきたいとか、ご提言いただきたいというふうに思いますが、その点はいかがですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをいたします。今、言ったように商店とか小売店の方もいろいろな努力が必要だろうと、言われるとおりでと思います。今回、プレミアム商品券とあって、全体で4420万円です、額としては。これは、本当、一握りです。厚岸町内での小売店の中での一握りになるわけでございますけれども。ただ、今回、今まで町外に流出をしていた購買力、こういったものがこういったプレミアム商品券を発行することによって、それを活かして、例えば、従来であれば町外に流出していたような人が厚岸町の地元の商店を使っていたとすることは、大変重要なことではありますけれども、その使っていた時にその商店、受け身の方が、いかに地元の商店というのは努力をしている、あるいは地元商店というのは地域に貢献していると、また次回の利用に結び付けていくような工夫というのもそういった中で伴っていかないと、この地域商品券があった時は地元を使うけれども、無い時には地元を使われないということになったら、これは大変なことでございます。一つの契機ということではこういったタイミングを経てそれぞれの商店の方々も、こういった商品券を是非、自分の、私どもの商店の方で利用していただくためにいろいろなことを考えると思います。そういったことが次の商店街経営あるいは中小企業経営という部分で活かされるように町の方でも期待をしておりますし、そういった意味合いを含めて商工会の方もこういった、単発で終わらせるのではなくて、期間を2回に分けるだとかといういろいろな工夫をしております。そういった部分では商工会商業部会の方もこの予算が通ったならば、詳細について検討をされて、そういった部分の意に合うような制度設計がされるのではないかなと期待をしているところでございます。

●1番（音喜多委員） いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。2目、他にございますか。14番。

●14番（竹田委員） 前回のこのプレミアム商品券の部分なんですけれども、行った結果どういう概要であったのかということは良し悪しあると思うんですけれども、その部分については町側としては十分に把握されているのかどうなのか、そこの部分をお答えして頂きたいと思います。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

[休憩 午前11時42分]

[再開 午前11時47分]

●委員長（室崎委員） 再開します。まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 申し訳ありませんでした。大変貴重な時間を取らせてまして。お答えをさせていただきます。前回、実は定額給付金が支給された際に、それに合わせてその際には商工会ではございませんけれども、湖南地区における商店会、湖北地

区の湖北商業連合会、そういったところで定額給付金に合わせたプレミアム付き商品券の発行も行っております。その際につきましては厚岸町につきましては、利用する業者が大型店を除くという部分もありましたので、プレミアム分に町は補助を見合わせたところでございます。そしてそれにかかる事務費に町の方は少ないわけですが補助をさせていただいたと、事務費部分だけです。それでその際には全体で500セット、10000円の部分を500セット発行をさせていただいております。そしてそれに対して20%のプレミアムを付けて発行をしているということでございます。ただ、これは先ほども言ったとおり、プレミアム相当分については発行元であるそちらの方で捻出をして行ったということでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●14番（竹田委員） 前回のこのプレミアム商品券の時に、そういったことよりももっと発行しなければならない部分というのが実はあると思うんですね。そこにももの凄く大きな問題があるのは、まず、その部数が少なかったという部分がありまして、一番先に売り先をどこにするかということなんです。順位を付けたという部分なんです。今回は非常にセットもかなり多いという部分で、その部分の心配な部分は多少はクリアできるのかなというふうに思います。それは何かと申しますと、部数が少なかったという理由からも町民全体に売ることが非常に困難ということですよ。住民が求める部数だけ無かった。これ、わかります。セットが少ないですから人口割りに対してプレミアム商品券を売る数が要するに足りないということですよ。不足する。たくさん出せば出すほど負担が多くなる。その部分、わかりますよね。ですから負担がどのくらい賄えるのかということから始まって湖南、湖北の部分ではこのくらいだろうと。その中で負担金はこのくらいで抑えたい。これ以上はできないだろうという試算をしながら、プレミアムを付けた2000円分プラス発行部数というふうにセットを決めたというふうに私は聞いておりますし、そう理解しております。そこで問題が起きたのは、じゃあ売り先をどうするのかという問題になったわけですよ。その時に一番先に弱者を守ってあげようということで、老人対象、老人という言葉はおかしいんですけども、高齢者を対象にして少しでも買物難民の部分も含めて防いでいこうということで、使いやすいようにということで出したというふうに、私も押さえていますし理解もしているところです。その部分が、まず、大きな問題。そこに商品券を今度出すとするならば、どういった懸念材料が考えられるのかということ、町側はどう考えているんだろう。それからもう一つ、売り先の方も大事なんですが、プレミアム商品券を持って買いにでるといって、商品券を使って買い物をする人の側が、これも問題なんですけれども、偏っているという現状が事実ありました。例えば食品だけが、例えばですよ。たとえば食品だけを扱っている商店が一番。その次に家具関係、絨毯関係、カーテンをやっているのが二番。三番目に何々という部分。例えば次に出てくる売り先、商店街の部分では、印刷屋さんとかという部分については全く回ってこない。そういった差別感が生まれているというのが現状です。そういった部分も、これからのプレミアムの部分、前回の部分もずっとそれは懸念される部分だし、そこに不公平性、差別感も生まれてくるのも事実です。そういった部分を、私は現実的に前回の1回目の時に町として前回の概要を十分に把握されているのかということを知りたいわけですよ。その部分を押さえてい

るのかどうなのかという部分と、今、私が質問をしているその1、2の二つの部分、二つ申し上げましたけれども、それも含めてお答えしていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。まず、最初に全体的な部分を押さえているのかという部分では、先ほどご説明をさせていただいたのは定額給付金、一昨年のそういった時に合わせて、独自で地元の商店会の方々が行った部分に対する町の支援でございますけれども。平成11年には質問者もご承知だと思いますけれども、地域振興券という、これは国の施策の中で発行されるたものでございます。そういった部分のいろいろなプレミアム付き商品券的な部分の実績等を踏まえながら、商工会の方も今回、どういった形でやるのが地元商店街にとってプラスになるのかなということで検討されて町の方にも要望が上がってきているという状況でございます。ただ、例えば地域振興券のように実績としては、どうしても大型店といいましょうか、そういったところに結果として、大きな割合で流れて行っているという状況もでございます。それと前回の定額給付金の際にもそういったところで使わせていただければ、私どもも活用したいのになあという意見も一方では商工会の方にそういう要望もあったようにも聞いております。商工会としてはそういった地元も大事ですけれども、同じ商工部会員の部分については一定の差別化という部分も当然あり、困難な部分もあるわけでございます。また、そういった過去の2回、3回にわたってのそういった経過を踏まえた中で町民が求めるプレミアム商品券、そしてなおかつ、地元の商店街、商店事業者の方が望む地域振興券、どういうものかなという部分を商業部会の方でいろいろ模索しながら、今回提案をいただいた内容に詰まってきたということでございます。ただ、詳細についてはまだ、十分煮詰まっていないという部分では、この補正が通った後に詳細を詰めていくということでございますのでこれまでの、町の方にに要望が上がるにあたって、そういう過去の部分を踏まえて検討をしているということでございますので、理解していただきたいなというふうに思います。それと、また、利用者の部分で偏りがあるという部分でございます。これは役場の方としては、仕方がないなというふうに思っております。というのは、こういった今回であれば30%のプレミアムが付くという部分では、町外に出なくても十分地元で立ち向かえるだけの消費者に対する魅力があります。その商品券を使っていかに自分のところの利用を町民の方々に利用していただくかというのは、これは企業努力でございます。ですからそういった部分を町の皆さんにも実感していただきながら、このプレミアム商品券の発行を、良い機会に努力を促していきたいなというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 14番。

●14番（竹田委員） 商工会員の中に、大型店舗も入っているので差別化するのは無理だと。その中で5%も商工会員であれば事業者の方も負担をしていただけるという部分では、事業の中でもケースバイケースということは考えられると思うので、その辺についてもなかなかハンディを付けるというのは難しいというふうに思います。ただ、その中において

も、例えばプレミアム商品券の中で使い道を限定するという方法も考えられるんですよ。例えば漁業関係、農業関係、そういった部分でプレミアムを出す時に、これはこういうところに使えるプレミアム品ですというふうに、方策というか使い道をわけることによって、欲しい物を買って、欲しい物があるとしたらそこに行って買うという行為をする時に、使い道がきちっと、使途が明確なプレミアム商品券を買うということも考えられるんですよ。そうすると、例えば100対0になっているところが、100対5になるかもしれない。そういった平均の事を少しでも考えてあげるということは、施策として大事なことはないのかなというふうに思うんですね。企業努力だと言ってしまったら、だったら企業努力なんだから、こんなプレミアム商品券出さなくたっていいんじゃないかっていう極端な言い方もできてしまうわけですよ。だから、有効かつこの商品券を発行することによって、全体的にどういうふうに活用されてどういうふうに良く生きていくのかということを考えてもらおうよと、考えてくださいよということ、当然のことだと思うんですね。そういったことも含めて町側としてこういうものを出すのであれば、商工会の方にもそういったバランス的なものを考えていただきたいという要望はすべきと私は考えるんですけども、そこはいかがですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私が言いました企業努力という部分もちょっと説明させていただきますと、厚岸町の中で消費の購買力として100あったと、それが、今、現状町外にも流出して50しか、地元で消費されていないと。それが今回、プレミアム商品券を発行することによって、その50%が70なり75になったとする。そうすると、今までなかった20なり25%が地元の消費購買力として生まれるわけですよ。その流れていた部分が20なり25、厚岸町の中で費やされようとする時に、今まで既存のある、そういった企業主さんが、是非そのものについては私どもの方を使ってくれという宣伝も、当然、その中で。今までもやっていないとは言っていませんよ。その50の中でそれぞれ頑張っているかもしれませんが、その購買力が上がる部分を活かして、是非自分のところを利用していただいて、次に結び付けられるような形になる、そういう機会にこのプレミアム商品券がなっただけのことが、意義があると思うんです。これだけで地元の商店あるいは企業が全体的な経営が成り立つという、そういう部分ではありませんので、このプレミアム付き商品券を機にそういった一層の取り組みになっただけならばなという思いで説明をさせていただきますところでございます。

●14番（竹田委員） 委員長、議事進行についていいですか。

●委員長（室崎委員） はい。

●14番（竹田委員） お昼なので、僕、昼からまた質問させてもらうのと、もう一つ、真栄駐車場整備事業、これについて何か大ききだとかそういうもの、例えばどういうことをするのかという部分の資料があれば、昼から僕、ここを質問したいので出してもらうよう

お願いします。

●委員長（室崎委員） 資料、出せますか。真栄駐車場整備事業の内容についての資料を出せますか。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 大きさと、だいたいどういう工事をやるのかということですね。

●14番（竹田委員） 例えば排水がやるとかやらないとか。アスファルトだけだよとか。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 口頭でもよろしいですか。資料というのは、図面だとかは、未だ作っていないんですね。

●委員長（室崎委員） いいですか。

●14番（竹田委員） はい。用意しててください。

●委員長（室崎委員） 昼食のため、休憩します。再開は1時。

[休憩 午後0時01分]

[再開 午後1時00分]

●委員長（室崎委員） 再開します。6款1項2目です。14番竹田委員の質問中ですので、竹田委員の質問から入ります。14番。

●14番（竹田委員） 最後にもう一度、お願いになってしまうんですけども。やはり、税金の中からの1000万円というお金はとてつもなく大きいお金です。その中で、買う側も使用する側も、使用される側、要するに企業もあくまでも少しでも公平に平均になるということはとてつもなく難しい問題なので、それは当然私もわかっています。ただ、前回よりも良くなったな、前回よりも使用する側も沢山増えたなと、使っていただいた商店街も非常に多くなったなというような声が聞こえてくるような1年に渡って、2期に渡ってやるわけですから、そういう声が最終的に聞こえてくるような施策を講じてほしいなと、その、町としての要望も商工会の方にもお願いしていただきたい。任せっきりということのないようにだけしてほしいという要望も付け加えておきたいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをいたします。このプレミアム商品券につきましては、商工会での商業部会の方でも、今、言われたような企業者側の方もこの商品券の運営にあたっていろいろ検討をしてきて、過去の部分の反省等々も踏まえながらどうい

う商品券がいいのかということを検討してきた。あるいは、商工会においては、過去2回の部分の中では、町民の方々から使いやすい商品券という求めもある中で、いろいろ試行錯誤しながら今回の案を作って町の方に要望があがってきたということでございます。そういった部分、この議会の中でやりとりをさせていただきましたけれども、竹田委員からのそういったことも、是非、商工会の方にそういった意見があった旨をお伝えしながら、これからこの予算が通った後にプレミアム商品券の詳細について詰めていくということでございますので、そちらの方に是非伝えていきたいというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 14番。

●14番（竹田委員） 次、項目を変えて、真栄駐車場整備事業について質問したいと思います。整備事業についての詳細な部分というのは、わかっていないのが現状です。電気設備、排水設備、水道設備等についても一緒に工事が行われるのかどうなのかお聞きをしたいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。まず、最初にちょっと、真栄駐車場ということで名称を書かせていただいておりますので、位置でございますけれども、質問委員はご承知かと思いますが、この位置につきましては現在、塚野さんとそれと荒川お菓子屋さんの間、これ、昭和62年から商工会の方に町有地をお貸しして、商店街の駐車場ということで使っている駐車場でございます。このところを整備をしてほしいということでの要望が昨年6月に商工会の方から上がってきていたわけでございます。その際、いろいろ検討をしていった際には、やはりある程度の事業費もかかるという部分では、その財源の確保に向けて、いろいろ苦慮していたところであります。そういった中であって、今回の地域活性化交付金という部分があった中では、今回、ご提案させていただいている事業の内容といたしましては、面積的には610㎡ほどがございます。縁石を実は荒川さん側、塚野さん側、それと背後の前田さん側の方、三面につきましては、縁石を設置しようと思っております。そして、町道の真栄1条に面した一辺の部分につきましては、排水を整備しようというふうに思っております。なおかつアスファルト舗装につきましては、厳しい部分もありますし、商工会からの要望の中でも、荒天時にも利用できるような、利用者が雨が降っていても容易に使えるような整備を、最低限の整備をという要望でもございましたので、町としましてはアスファルト一層でございますけれども、そう言った中で整備をさせていただくということで、事業費を400万円程度に抑えた中で是非整備をさせていただきたいという内容でございます。ご質問者言われたような、例えば電気であるだとか、あるいは水道設備という部分につきましては、今のところそこまでは考えていないという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●14番（竹田委員） 要望等は、やはり電気設備、水道設備があればなというふうな声もありました。今回は無理だということなんですけれども、今後、そういった要望者の声を聞きながら設備等についても将来的にできるように要望して終わりたいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 要望者の声につきましては、こういった部分を地域振興といいますか商店街の振興にも活用したいという要望でございます。そういった中で今回要望に応じて町が舗装整備をするわけでございますけれども、その整備を行った後の利用実態等を踏まえて、そういった部分が必要とあれば、その際にはまら、検討していきたいというふうに思っております。

●14番（竹田委員） はい、いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。2番。

●2番（堀委員） プレミアム商品券についてお聞きしたいんですけれども。先ほど来、課長の方から詳細についてはまだ決まっていないということなんですけれども。第一弾、第二弾と発売されるプレミアム商品券、これが、有効期限というのは、いつまで使えるものなのかということとか、これは商工会が発行するとなっておりますけれども、販売する場所、あと前回地域振興券でしたっけ。優先販売というものが高齢者の方にやっていますけれども。それと同じようなものをやる考え方がないのか。後、今回のプレミアム商品券にあたっては商店などが商工会員の方に5%の手数料を徴収するとなっておりますけれども。これは販売時に5%の手数料が生じるのか、換金時に5%の手数料が生じるのかという、そこら辺とかですね。商品券によって購入できる物、使える商店というものが、どういうものがあるのかという、そこら辺というのは先ほど来、ずっと決まっていない決まっていないと言っているんですけれども。現在のところ考えられるところがあれば教えていただきたいと思うんですけれども。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。有効期限でございますけれども。これにつきましては先ほどもご説明させていただきましたが、一弾ということで4月から8月だとか、11月から3月という部分では、その期間ごとに利用者に応じた手数料あるいはプレミアム相当額を町が精算するという行為が出てきますので、そういった部分ではこの使用期間がやっぱり4月1日から8月31日までに第1回目の部分は使用期間として設定されるだろうと、2回目につきましては、11月から23月末までというような形で今想定されているかと思っております。それと販売所につきましては、これは私どもの方も聞いておりませんが、まだ掌握していませんけれども、当然、広く発行元につきましては町民の方々に広く宣伝をしながらするわけでございますので、そういったPRの中

で販売所がどこになるのかということは周知されると思います。が、そちらについてはまだ、お聞きしてございません。こういった部分もこれから詰められていくんだろうとっておりますし、優先販売、これにつきましても、現状、全体的な大枠のプレミアム商品券の発行事業、概要を固めたという部分でございます。今回、こういった部分で予算計上させていただきましたので、これが、予算が可決された段階で商工会の方では可能だという部分で詳細の方に取り掛かる手順になるかというふうに思っております。また、手数料の換金という部分でございます。これは、前回の2年前の定額給付金に合わせたプレミアム付き商品券、あるいは平成11年の地域振興券、そういった時もありますけれども、販売しても全部が使われるという部分では、なかった現状にあります。ですからこれにつきましては、使われた段階でその商店の方々が今回であれば商工会の方に精算という形で行くんでしょうけれども、そういった際に手数料というものが引かれるんだろうというふうに理解しております。また、お聞きするところによりましては、基本的には商工会でございますので、商工会員が販売元あるいは取扱元ということに基本的になるんでしょうけれども、前回の時も商工会に加盟していないそういったお店屋さん等々にもこういった趣旨をご説明させていただいて、そして登録制のような形で行ってございます。ですから商工会員の会員であるから全てというわけではなくて、商工会の皆さんにもあるいは以外の部分にも呼びかけて、それで希望のある登録店を登録して、ここどこで使えますよという周知をしていくと。ただ、前回の場合については、商工会の会員であれば、今、案で示されている5%になりますが、商工会以外であれば過去の例からすると、若干割増したような手数料をいただいているという過去の例もございます。こういったことがこれから詰められていくんだろうというふうに思っております。ですから先ほど言った消費、購入の使用可能な店というのは、こういったものが固まって商工会が取扱店を募集しながらその登録に応じて実際的に固まるということになるかと思っております。

●委員長（室崎委員） 2番。

●2番（堀委員） そうすると、これから決めていくと。ただ、4月にはもう既に発行しようとしているといった時に、これから取扱店を募集して決めて、それを皆さん方に周知をしてというまでに、後2ヶ月とかの間にできるというふうに、それが可能だというふうになるんでしょうか。それについてちょっと、私は難しいのではないかというふうに思います。例えば、現在の商工会員以外、漁業者の方々がカキを販売している方もおります。そういう人方だって、みんな全て申請すれば、例えば5%、7%、8%払うけれども、プレミアムの分を考えた時には十分なるのかなという中でというふうになるんでしょうけれども。ただ、そういうふうに商工会と全然関係ない人方も使うことが可能になる時に、申請をしなればできない、それをちゃんと周知するまでというのは時間的にあまりにも短いのではないのかなと思うんですよ。そこら辺の考え方がしっかりないとだめなのではないのかなというふうに思うんですよ。やはり、先ほど14番さんも言われていましたけれども、公金をプレミアムの方に入れるわけですから、そういった中では、今回は3割という、前回までは2割とかなんですけれども、今回はプレミアムの率が高くなっていますよね。そういった中では、商工会に全て任すからいいんだではなくて、やはり、公平性を確保で

きるようなもので町がプレミアムに対して助成をするんだというふうでなければいけないと思うんですよ。助成決定に当たっては商工会に対して条件を付すべきだというふうに私は思うんですよね。有効期限だとか換金の方法だとか、販売場所だとかそういうものをしてしっかりと決めて、今、一番懸念されるのが3割というあまりにも大きなプレミアムなので、1回に購入できる限度額を定めなければ。たとえば100万円商品券を買いますと言った時には30万円の利潤というか、購入者側は得ることができるといった時に、額が大きくなればなるほどそれはすごい利ザヤを生むわけですよ。そういうふうにしてしまえば、広く全体にという趣旨にはいかななくなるわけですから、1回の販売額はいくらとか、そういう細かい条件というものを、町側が付さなければいけないと思うんです。それを付さなければこの1000万円という助成というものは難しいのではないかなと思うんですよね。その点についてはどのようにお考えなんですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをいたします。この時期に予算だてをして、そして予算が通った後に詳細を決定をして、4月からの運用にあたって間に合うのかというまず、1点目の質問でございます。そういった部分につきましては当然、要望元であります商工会ともすり合わせをしながらやっているわけですし、そういう部分では今回、臨時会でありますけれども比較的早い時点で予算の議案提出ができたということでは、商工会では4月からの対応は可能だということで連絡を受けておりますので、それについては心配はないと町の方では踏んでおります。それと、条件ですね。当然、これにつきましては補助金ということになりますから、実施に当たって事業主体であります商工会の方から厚岸町に対して町の補助金の申請を出していただくことになります。申請の中身を、あがってくればそのまま予算がありますからいいですよとはなりません。中身が適正な部分での事業計画になっているかチェックが入ります。今、質問委員が言われたように税金を投入するという部分では公正公平でなければならないというのは当然のことでございます。これから詳細を詰めていく中で、それについては商工会がやることだから一切うちらは外で、そこには介入しませんよということではありませんので、そういう部分ではこの事業だけではございませんけれども、町と商工会というのは常に連携を密接にしながら中小企業振興の方も取り組んでいかなければならぬ使命の部分では連絡を密にしながら、今、質問委員が言われた部分を反映させられるような形で町の方も反映していきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 2番。

●2番（堀委員） 是非、お願いします。やはり後からああだこうだというふうになったら、先ほど第1号議案とかでも、可決した中小企業振興基本条例というものも、今、町をあげて中小企業、商店も含めてそういうものを活性化させていこうといった時に、やはり一部の人だけが利得を大きくするとかそういうふうになってはいけません。その防波堤になるのが町だと思いますので、少なくとも助成をする以上はそれだけの意見を言えるとい

うふうにもなると思いますので、しっかりとした条件を付した中で公平公正さを確保するように努力をしていただきたいと思います。あと、真栄駐車場なんですけれども、先ほど来610㎡の整備というふうに。現地は、単純に見た時には広がっていますよね。610㎡というのがどこの部分なんだという話になると思うんですけれども。私の記憶では確かあそこには町道のL字型くらいで走っているというふうに思うんですけれども。先ほど来、三面に縁石を巻くといった中では、それは今の町道部分を除いての、駐車場として考えられる部分を610㎡としてやるのか、それとも道路の部分、町道になっていると思ったんですけれども、そちらの部分を含めたのが610㎡なのかその点はどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。今整備をしようとしておりますその場所でございますけれども、そこにつきましては、現在も普通財産ということで、地目は宅地となっている部分でございます。その部分の筆数にすると6筆ほどになるわけでございますが、あくまでも地目でいきますと宅地という部分で道路の用地ではございません。そういった中で整備をするということで考えてございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●2番（堀委員） そうするとその今言われた駐車場として整備する部分は舗装になります。その周りというのは、L字型だったと思うんですけれどもその部分は今現在も未改良な道路となっていると思うんですけれども。そちらの方まではやる予定はないと。今後それについては整備をする考えが出てくるのかどうなのか。それについては本予算とあまり関係がないのでいいんですけれども。610㎡で整備することによって駐車台数は何台確保できるのか。それと今現在は商工会の方にこの使用はしていただいております。地域の商店街活性化のためにということでやっていますけれども、町がやることによって今現在行っている賃貸というものが変わるのか。例えば湖南地区のように部分を商店会の方に管理をお願いするような形にもなるのか、それとも今までどおり商工会に対してのものなのか、そこら辺が変わるのかどうなのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。今、最初に整備をすることによって駐車台数がどのくらいになるんだろうかということでございます。実は、どういう形態で車を駐車させるかということによって、7台ほどの増減はあるんですけれども、最大、限られた面積ではございますけれども、あの面積を最大活用して1台でも多く駐車可能にしようという配列の方でいきますと、23台程度があの中で駐車可能ではないかというふうに思っております。それから整備後、今、現状、商工会さんの方に62年の4月から無償ということで、商店街駐車場としてお貸ししているところでございます。年間の中では夏祭り等々であそこを露店の場ということでも活用していることもありますけれ

ども、現状では湖南地区で行われているような、地域の方々に委託をするということではなくて、従来と同じ商工会の方に商店街の駐車場として今後も活用していただくということで考えております。

●2番（堀委員） わかりました。いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。10番。

●10番（谷口委員） このプレミアム商品券についてお伺いをいたします。先ほどから議論になっているように、1000万円という税金ですよ、これは。これを投入するということになりますと、やはり高額な助成を行うということになってくると思うんですよ。そうするとその、一団体等の事業に助成するわけでありましてけれども町民に公平にそれが、その効果が波及していかなければならないというふうに思うんですけれども。今までの地域振興券だとか定額給付金ですか、そういう制度を使った同じような制度を今までもやってきていますけれども。そうすると結果的には地域振興券だとかの場合には結果的にそれを手に入れたくても、入れることができなかつたあるいは定額給付金の時にもそういう人がいたりしているわけですよ。そういうあたりを考えると結果的には全ての人が希望する人に商品券が手に入るようなことになっていかなければならないというふうに思うんですよ。それでこの販売所はどういうふうになっていくのか。例えば地域が限定されるのか地域にここにしか置かないというふうにするのか、それとも、そういうことに賛同する業者のところに行くそれが手に入るようにするのか、その方法はどのような方法で始めようとしているのかちょっと教えてください。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） まず最初に、地域振興券。これは平成11年に行われた部分で、国の施策として行われたものです。あの時には、何歳未満のお子さん、何歳以上の高齢者の方ということで対象者が決まっています、そちらの方には対象者全てに配布されたというものですから、自分が希望するから求めるだとかという部分ではありませんでしたので、それだけはまず、説明させて下さい。それと、こういった1000万円の税金が投入されるという部分では、等しく公平に求めた方々に手に入れられるような販売方法といましようか、そういった部分が図られるべきだろうと。今考えられるのはどんなことなんだということでございますけれども、今現在、2番委員の質問の際にもご説明させていただきましたけれども、詳細についてはまだ決まっておられません。ただ、こういった部分では、求めた方が先ほど2番委員も言われましたけれども、ある特定の方がどっと大量に購入してしまうと、後からきた方にも売り切れてしまってありませんよということも十分考えられます。ましてや今回のように30%もの魅力のあるプレミアム商品券となればなおさらだと思います。そういった部分ではこれから詳細を詰める中では、1人につきましては何セットが限度ですよということも当然決めていかないと、今委員が言われたような不公平感というのは出てくる可能性がありますので、そういったものを含めてあるいは周知

をきちんとして、心配されるのは町内にいて足がなくて求めたいと思っても変えない人はどうするんだということも当然あるわけでございます。そういった部分にも対応できるように詳細の中では詰めていかなければならないと思います。そういった以降については、先ほども言いましたけれども、町の方も商工会に任せきりということではなくてそういう部分にも配慮していただくように町の方としても打合せの中、協議の中に是非、そういった部分に率先して入って行って検討させていただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） プレミアムがついているわけですね。そうするとその利用の仕方あるいは扱いの仕方によって、随分変わってくると思うんですよ。それをきちんとしてやらないと町民に全て公平にいかないし、あるいは一部の人がそれを買い占めるだとか、あるいはそれを扱っている人が自分の都合で販売するとかということになっては困るんですよ。やっぱり町民等しくその商品券を、求めたい人には全てに行きわたるということにならないと、1000万円も突っ込む、町が助成するわけありますよね。税金を入れて事業をやろうとするわけですから、その辺についてはやはり相当綿密な計画を立てた上で進めていただかなければ、実際、自分が欲しいと、求めたいといった時には、もう、ありませんでしたよでは済まない事業ではないのかなというふうに私は思うんですよ。例えば、短期間しか販売の期間を設けなかっただとかね。ですから十分な期間だとか、十分な販売場所だとかそういうものをきちんとして確保した上でやっていかなければだめだと思うんですよ。その辺についてやはり、私はこういう事業をやる場合に、今、ずーっと話を聞いていると詳細はずーっと後ということなんですよ。それにしても、厚岸町、随分気前がいいなど。何も決まっていなくて1000万円を助成することを先に決めて、そしてやることは決まっていなくて。今までいろいろなことを言ってきて、やってくださいといったものがない事業が沢山あったのに、この事業に限っては詳細が何も決まっていなくて、1000万円を先に、出すことを決めるというようなやり方というのは私はいささか、こう予算付けをするに当たっては不十分ではないのかなというふうに思うんですよ。ですからその辺では、やはり、町民の方々からこの事業をやって本当に良かったと、あるいは商工業者の人たちがこの事業で非常に町も潤ったというような事業になってこないと困るんですよ。その辺を十分、手立てを尽くしてやっていただきたいというふうに思うんですよ。なかなか上手なのは漁組の直売店なんですよ。結構、上手にプレミアム券を販売してその時その時に販売を増やしているというやり方をやっているんですよ。ですから、そういうものとの連携だとかそういうものも充分できるような形でその、やっていかないと効果がないというふうになっては困るんですよ。せっかくやったけれども、効果がどのように表れたのか、あるいはどういう売り上げ実績が出てきたのかということがはっきり見える形になるような事業に、私はなっていかなければ困るというふうに思うんですよ。それでその先ほど地域振興券のことで、こういうことで地域振興券は買ったんだということで、その時はその人達を対象にやったですけども、逆にこれをやることによってそういう人たちが落ちるといことも、落ちこぼれるということも考えられるわけですよ。ですから、その辺の周知徹底だとかというのは町が助成する以上は、町にも相当に責任があるというふうに私は

思うんですけれども、その辺でどういう方法を考えて今、この事業を進めようとしているのかも一度説明をお願いしたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。希望者に十分このプレミアム商品券を求める方々に手に入れられるような配慮が必要ではないかということでございますけれども。実は、これは私どもの町ばかりではありませんけれども、他のいろいろなところでもこういったプレミアム付き商品券というのは発行してございます。町民の方あるいは市民の方が使いにくいような商品券であれば、ある程度用意した商品券は逆に利用されずに用意した分も売れないということもあるかもしれません。でも、そういった商品券というのは、回を重ねることによって、こういったことをすることによって買い手の方、あるいは消費者、町民の方ですね、それと事業者の方、双方に利益があるのか、効果があるのかという部分を見合いをしながら、その制度設計というのを作って行く。そうした時に、やはり一番難しいのは購入したいと思っている方に行きわたる、不足を生じないようにするというのもそれは大事なことでありますけれども、それを限度なくやってしまうと、そのプレミアム分はいくらでもかさむという部分にもなります。ですから他のところもいろいろやっていますけれども、うちの町も先ほど一番最初に言いました3400セット、一弾、二弾に分けてやった時には、一弾については1700セットとそういった限りの限定をしなければ、町の補助をする額もはっきりしないという中では、商工会とも検討した中で23年度におけるプレミアム付き商品券については、全体で3400セットを販売したいということでございます。ですから、そういう使いかたのいい商品券であればあるほど、もしかすると求めたい方々に最後の一人まで、手にいれない事も考えられないことはありません。それは他の事例等々でもそうです。いついつをもって売り切れましたという状況はありますけれども、そういった部分では商工会では今の実施要領の中では、商品券購入の予約の申し込みというのも受けようという考え方もあるようでございます。今質問委員が言われたようなことも十分商工会の方にも伝えながらそういった制度設計をと。ただ、だからといって最後の最後までというのは、やはり一定の制限を設けるとするか、販売限定を設ける中で進めなければならないということもご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） 今、厚岸町内の所帯数は大体4000世帯くらいですか。4000切れていると思うんですけれども。そうすると、1700、1700って2回に分けてやりますよね。そうすると全所帯の半分行かないんですよ。1700ということはね。だからその1700というのは何から求めて1700になってきているんですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 厚岸の世帯数といいますと、4300ちょっとということになるかと思えます。そういった中では、1700というのは半分いかないのではないかと。いわれるとおりでございます。ただ、今までの過去の前回、2年前でございましたら、500セットと数限り、極めて少ない数でございました。そういった部分からみると3400という部分が、商工会商業部会の方で検討した内容をお聞きしますと、こんなにセット数をやって捌ききれぬかなという思いも、過去の部分からいくとあったようでございます。ただ、プレミアム分を前回の20%から30%に上げる、あるいは大型店の方でも商工会の部分で取扱店の希望を取ってという部分ではそういったところも使用可能店として加入することによって、前回の定額給付金に合わせた中で独自で商店街、商店会の方が企画をした、あの際の商品券よりは販売は大きく伸ばすことができるだろうと。そうして地元での消費拡大を図れるだろうという思いもあって、それじゃあなんぼがいいかということをしていろいろ商工会の方でも検討をした結果、3400セット、町に対する要望というのは未曾有に膨らんでもということではないという一定の歯止めをかけるという部分でも、1000万円が上限としては考えなければならないといういろいろな部分での考え方が商業部会の中であったようでございます。そういう中で3400セット、今回お願いをしたいということで、町の方に要望があり、町の方でもこれが本当に妥当かあるいは部数的にどうかということもありましたけれども、そういった検討結果を踏まえながら商工会の方の要望に応じた中で今回は是非、支援をしていきたいという結論に達したということでございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） 年間トータルで3400ですよね。1700、1700で。それで、例えば第1回目の前半で当初思ったより好調な売れ行きで、あっという間に売ってしまったと。ところが後後まだ、希望者が殺到しているという場合はどうなります。例えば10日間商品券を販売しようと思った。ところが2日目で無くなったと。けれどもその後もないのかないのかということで、来た場合はもうあっさり断ってしまうんですか。それともそれは何らかの形で次回に繋げるようにもっていくのか、その辺はどういうふうに考えていますか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。その前に一点。先ほど私、厚岸町の世帯の部分で4200、300というような曖昧な答弁をさせていただきましたけれども、直近の部分でいきますと4551世帯ほどだということでございます。すみませんでした。それと、今ご質問のありました販売セット数ですね。それが好調で販売からすぐ無くなってしまったといった場合に、それにどう対応するのかということでございますけれども。こういった制度につきましては、制度要綱をきちっと固めなければいけないと思うんです。そしてそれで販売をした段階において、今回の案でいきますと1回につき4月1日から1700セットを売ると。売ってしまったら10日間で売り切れたからといって、その後どうするかということではなくて、販売するに当たっては制度設計をがっちり固めて、1700セットが売れて売り切れた場合には、それで終了と、第一弾は終了という、制度設計の

ところはがちとしたののを持たないと、町民に対してもそういった場合には、また、検討しますよということには、おそろくならないと。ですから、今の考え方でいきますと、4月1日から1700セットと11月1日から1700セット、第二弾で1700セットという考えでいくということで聞いてございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） そうすると、例えば、今1700と言いましたよね。そうすると1回目も出遅れた2回目も出遅れたと、そうしたら結果的にその人は1回も商品券にありつくことができなくてもその人は、その人の方が悪いからしょうがないということで諦めてくださいということになるんですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、質問者が言われることも、最悪は無いとは言えないと思いますが、ただ、このプレミアム商品券発行に当たっては、十分皆さんの方に周知をすると、そして今言われたような部分もないような形での配慮という一面では、商工会の案では購入予約の申し込みを受けるといようなことも検討されているようでございます。ですからそういった部分、今、心配されている部分は是非、商工会等にもお伝えをして、可能な対応ができるか反映させていただけるような形で、お伝えしていきたいなというふうには思っております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） 一応、税金を投入する事業である以上は、町民にすべからく公平でなければならないと。ただ、商業という立場で商売をされているわけですから、それに対していろいろ干渉することはできないと思うんですよね。ただ、その恩恵を受けるのは町民ですから、町民にもやっぱり公平な恩恵を受けることができない事業というのは、やっぱり正しくないと思うんですよ。ですからその辺については万全を期していただきたいなと。例えば、その、1回目に手に入れることがどうしてもできなかったという人が、何かをすれば2回目は優先して手に入れることができるようなシステムを考えるだとかね、そういうことをやっていかないと、結果的には、要領よく上手にやった人だけが、その恩恵を受けるといようなことになっては困るんですよね。ですからその辺はきっちりとした方針を決めていただくといようなことは、町も責任を持って関わっていただきたいというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

[休憩 午後1時45分]

[再開 午後1時46分]

●委員長（室崎委員） 再開します。副町長。

●副町長（大沼副町長） 少なくとも、町が関係する団体に補助金として公金を使って補助をさせていただくという内容でありますから、公平あるいは公正さというものは、求めていくのは当然だと、ご質問者のおっしゃるとおりだと思います。ただし、予算には限界があります。全ての町民の方に等しく同じ金で全員に当たるということではできません。そのような予算の配分の仕方でもできません。限りがあるわけでありますから。しかし、我々が気をつけなければならないのは、その恩恵をうけるチャンスをどうやってその平等性を確保するかということに意を配してもらおうということをお願いしていかなければならないと思います。そのことが、その、機会の均等といいますか、そういうことを町民の皆さんにご理解をいただかなければなりませんし、この趣旨それから方法の周知徹底、それから恩恵を受ける平等なチャンスを与えるというやり方を、商工会の方に求めてまいりたいとこのように考えます。

●10番（谷口委員） はい、いいです。

●委員長（室崎委員） 10番さん、よろしいですか。

●10番（谷口委員） はい。

●委員長（室崎委員） 15番。

●15番（石沢委員） プレミアム商品券のことなんですけれども。今、ずっと聞いていて、一つだけ疑問があったんですけれども。なぜ、この時期に行うのかなという疑問があるんです。普通、年末の時に、商店が大変な時に補助していくというのはあるんですけれども。今、この時期にプレミアム商品券を出してきて、それで、今までやってきたのをずっと見ていたら、商店にとっても住民にとっても、前回のプレミアム商品券が効果があったからやるのか、無かったからやるのか、それともこの時期に1000万円というのが出てきた理由がわからないものですから。どういう理由なんですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。今、この時期になぜということでございます。これは、プレミアム商品券を特化して今ここで提案させていただいているということではなくて、国の円高、デフレ対策に応じた経済対策が、国の方で補正予算で措置をしていただいたと、この地域活性化交付金を活用した中で、厚岸町の地域振興、経済の発展、そういった部分に結び付けられるような事業をということで、厚岸町役場関係課全体で、この交付金を使った事業の選択という部分で、いろいろと検討をさせていただきました。そういった中では、議会での議論も過去にありましたが、関係機関、団体の方にも照会をさせていただきながら、この交付金を有効に活用したいという中で、

実は私どもとしては商工会の方にもこういった交付金を活用した事業についてどうだろうかというご相談をさせていただきました。それに応じて商工会の方では、商業部会を開催しながら検討をして、それであれば過去にもやった経緯もあるけれども、厳しい厚岸町の財政の中で再度、この交付金を使った中でプレミアム商品券の発行、そして町民の方々の恩恵、それと事業者の方々の効果、そういった部分を総じて地域経済を活性化するという中では、このプレミアム付き商品券が有効だろうというようなご提言をもちながら町長への要望を受けたということでございます。それに伴って厚岸町としていろいろと数ある各原課の方が考えた事業の中から、取捨選択しながらこの活性化事業の該当を絞り込んでいったわけでございますが、その中でこのプレミアム商品券を支援すべきだという最終的な判断を得て、この事業を選択したということでございます。また、この事業の効果を出すといった時には、もっと早い方がいいという部分もありましたけれども、国の方の補正の動向、それとそういった対象事業の確固たる、対象となるかという確保、担保をとりつつ、そういった見通しがついた段階で今回、取り急ぎということでこの臨時会の方に上程をさせていただいて、4月から早々に実施をしたいというふうな考えに至ったということでございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●15番（石沢委員） そうしますと、他の町村みたいに年末に、何年間ずっとプレミアム商品券みたいなことをずっと続けて、商店街を支えてきているところもあるんですけども。厚岸町の場合は今回限りということですか、それともこれを利用してこういう状態があったら続けてやっていくということですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。他の町ではずっと毎年やっているのと、それは、中にはそういったところもあるようです。ただ、それぞれの町のいろいろな考え方もございますけれども、私どもは地域プレミアム商品券、これをもって地元厚岸町の企業者を支えていくということ、これはできないことです。ただ、こういった国の交付金を得ながらプレミアム商品券ということで一時的ではございますけれども、地元消費購買力を高めると、そしてそれに応じた中での事業者の方々もいろいろな努力をしていただきながら、是非、自分のところを使っただこうというこういった機会も提供できるという部分では、契機という部分ではこのプレミアム商品券を契機にしながら中小企業のさらなる振興、町内の商店街の振興という部分の一部になるだろうということで考えてございます。ですからこれはこの先、厚岸町は来年は無いのかといわれると、今現在は考えはございません。24年度はですね。これにつきましては必要性に応じて年々の予算の検討の中で進めていくということであると思っております。

●15番（石沢委員） いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。他に2目、ございませんか。無ければ先に進みます。5目観光施設費。9番。

●9番（菊池委員） 子野日公園桜保全事業でお聞きいたします。先ほどの説明で、普賢象の関係で、普賢象の育成についてのことでしたけれども。その件についてと、もう一つは子野日公園に今、桜の育成を何年か続けてやってきましたけれども。どのような桜の木の種類になっているのか、種類と本数がわかれば教えてほしいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。このたび予算で計上させていただきました子野日公園桜保全事業でございますが、これは子野日公園の一番高台のところに普賢象という珍しい桜がございます。これにつきましては、平成5年に子野日公園に苗木ということで移植をしたものでございます。これは、日本桜の会から寄贈を受けながら大切に育ててきて、時期には町民の方々に鑑賞していただきながら喜んでいただいております。また、昨年につきましては新聞等々でも取り上げていただきまして多くの方がこれを見物にきていただいたところでございますが、移植して育ててから、普賢象という桜は、京都が種の部分でございます。暖かいところで育つという部分では、こういった寒冷地の部分では育成するのは難しいということから、当初からハウスの部分を設置してその中で大切に育ててきたということでございます。それから17年、18年ということで、かなり普賢象も大きくなりました。そういった中では、そのハウスの部分もう耐用ができないという状況です。それで、そのハウスを拡張させていただきたいという部分の予算が実は今回計上させていただいた77万円、この77万円で普賢象を囲っている育成施設の部分を拡張するというための施設整備のお金でございます。それとご質問の2点目でございます。子野日公園には何種類の桜、全体でどのくらいの本数があるのかということでございます。現状、私ども1本1本数えたわけではございませんけれども、長く子野日公園を管理しております管理人の方からもいろいろ聞きますと、27種と言われております。27種の桜、約1200本の桜が子野日公園内に生えているということで、報道等でも紹介をさせていただいているところでございます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●9番（菊池委員） 普賢象についてはわかりました。27種も桜が育成されているということですね。その中ではエゾヤマザクラが中心ですけれども、桜の先生が来て教えてもらった段階では、クシロヤエ、ヤエザクラカンザンというのがあって。クシロヤエというのが遅咲きのかわりに長く咲くと、こういうふう聞いております。浅利政俊先生でございますけれども。このクシロヤエを育てることによって、長持ちする花を増やしていくことによって、桜祭りがロングランでできるのではないかという案も浮上しております。今は10日間くらいでございますけれども、20日間くらいできるのではないかということでございます。それで5月の中、下旬から6月の中旬くらいまで見られるような感じの状態にな

るとも言われております。せっかく施設づくりをする以上、こういう桜を育てて活性化して売上を上げることも考えるべきではないかと思えます。桜の研修会で時々、浅利先生に習うんでございますけれども、もう一つ、鳥瞰図を作って木の名称、樹齡、開花時期、産地等、それらを作ったらまだまだ町民の理解も、あるいは観光客の理解も深めることができるし、それとまた、意欲につながるのではないかということでございますので、その辺の見解をお聞きしたいと思えます。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。今、クシロヤエ等々の話もございました。子野日公園の方では、厚岸町の木にもなっておりますエゾヤマザクラ。一般にはオオヤマザクラ、こういったものは一重の桜といわれています。それと今言われたクシロヤエのような八重桜、こちらは一般に八重桜と言っていますが、比率としては子野日公園の中で8割程度が一重の桜ということです。そして2割程度が八重桜だということです。今、質問委員が言われたように、八重桜というのは遅咲きで長く鑑賞もできるという性格を持っております。そういった意味では子野日公園の方で今の子野日公園の中で段々老木になってきて、あるいはいろいろな風雨によって倒れる桜等もあるわけですから、子野日公園を桜一面にという思いもありまして、上の苗畑の方では継ぎ木をしたり、種から育てるだとかということで管理人の方もいろいろな桜の苗木作りに励んでいるところでもございます。そういった中では、八重桜の方もそういった苗木作りを行っております。先ほどのクシロヤエという部分もありましたけれども、子野日公園の中には、一般的にタイサンフクンと言われているんですが、厚岸にしかないのではないかとされているような、浅利先生が見つけた、アッケシタイサンフクンであるとか、ネノヒヒガンだとかというような特殊な厚岸の桜も見かけられるようになってきております。そういう部分では苗畑の育成を踏まえて、ただ、管理人の方でも重要視しているのは、毎年何本かずつ移植をしているのですが、ご存じのとおり鹿による被害によって十分育たないという部分もありますので、従来植えていたよりも苗畑で育てて大きくする期間が長くなっていて、どうしてもそちらの方に補植というか、本数を子野日公園で鑑賞できる本数が増えていないという状況もありますけれども、そういった取り組みを今後も湯づけていきたいというふうに思っております。そういった八重も子野日公園内で1本でも多く植樹することによって、桜の鑑賞期間が少しでも長くなるような取り組みは必要と思っておりますので、引き続きそういう部分も浅利先生とも情報を密にしながら進めていきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 9番。

●9番（菊池委員） ここで聞いておきますけれども、フィールドアスレチックがありましたね。そのフィールドアスレチックの跡地の木の状態はどうなっていたかな、どうなっていましたか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） フィールドアスレチックの跡ということでございますけれども。最終的に健康の森ということで、整備をさせていただいた中で長距離滑り台ということで、更地をこう滑り降りてくる滑り台がございました。そういった部分は、今も手をつけていない状況でございますけれども、その他の健康の森ということで各種の体験の遊具があった部分につきましては、徐々に桜を植えるだとかということで整備を進めているという状況でございます。

●9番（菊池委員） はい、いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。5目他にございますか。無ければ先に進みます。17ページ。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。9番。

●9番（菊池委員） 道路橋梁維持費で聞いておきたいんですけれども。確認のためお聞きします。ただ今道々別海厚岸線、厚岸大橋の補修・維持・塗装工事、456.5mの中でやっておりますけれども。計画時期について望む声がございます。それで、一応5年計画という長い計画を聞いているんですが、それはどうですか、本当なんですか。

●委員長（室崎委員） 道路橋梁維持費だから、あまり長くならなければ質問を許します。ちょっと町の事業と違うので、問題がないとはいえないんですけれども、一応、短ければ発言をそのまま進めようと思います。

（「ちょっと時間を下さい。」の声あり）

●委員長（室崎委員） かかるんですか、そうですか。

（「臨時会だからな。」の声あり）

●委員長（室崎委員） そうしたらちょっと、菊池さん申し訳ないんですが、臨時会の予算員会でもあるし、それから、町の直接の直轄事業でもないので、今回は質問を控えていただくということで・・・。

●9番（菊池委員） 道路橋梁維持費の中で・・・。

●委員長（室崎委員） それで、答弁に時間がかかるというんですよ。ですから・・・。

（後ほど。」の声あり）

●委員長（室崎委員） 町長、わかりました。後ほどでいきますね。保留ということにして先に進みます。ただし、この件に関してはあまり長いやりとりはできないというふうに

ご承知ください。1目、他にございますか。無ければ先に進みます。2目道路新設改良費。ございませんか。6項住宅1目建築総務費。2目住宅管理費。19ページ。

9款教育費1項教育総務費4目教員住宅費。10番。

●10番（谷口委員）　　ここでお尋ねしますけれども、教員住宅内部改修他3棟というふう
に説明になって、750万円の予算ですけれども。校長住宅の改築計画なんですけれども、
この厚岸小学校、厚岸中学校の改築年次は、どういうふうになっているんでしょうか、校
長住宅の。

●委員長（室崎委員）　休憩します。

[休憩　午後2時08分]

[再開　午後2時11分]

●委員長（室崎委員）　再開します。管理課長。

●管理課長（須佐課長）　時間を費やして大変申し訳ございません。厚岸中学校の校長住
宅、厚岸小学校の校長住宅に関する改築計画の関係でございますが、当初我々も改築をし
て新しい住宅にというふうを考えておりましたが、今回の経済対策交付金を活用しながら
それぞれ30年を経過している住宅であります。もともとのブロック住宅でありまして、
耐用年数もブロック建てでございますから、40年ほどの耐用年数がございます。そうい
った中では、この今回の交付金を活用し、一部改修工事を行いながらさらに活用させてい
だきたいということを考えながら、この改修工事に取り掛かるという予算のご提案でござ
いますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（室崎委員）　10番。

●10番（谷口委員）　厚岸小学校のグラウンド整備を行いましたよね。その時に厚岸小学
校のグラウンドの前の林務署の寮があった方、あそこにバックネットがありましたけれど
も。あのあたりをその、グラウンドを潰して厚岸小学校の校長住宅を建設するんだとい
話を私の所属している総務常任委員会では説明されたんですよ。ところがそれでは変で
はないのかということになりまして、その話をやめてローリングするみたいな形で、今年
度ですか、厚岸中学校の住宅は梅香公住の向いのあたりに校長住宅を建てようと。そして、
現在の厚岸中学校の校長住宅は、その段階で建て直そうという説明をされていたと思うん
ですよ。それで、その、我々委員は納得しているんですけれども、そういうふうの方針が
変わったことについては何の説明もないんですよ。役所というのは、言いつばなし。方
針が変わっても変わったことは、我々に説明をしなくてもいいというようなことなんで
すか。町長、常々、行政の両輪だとかなんだとかっておっしゃっていますけれども、都合の
悪い時は説明をしなくてもいいということなんじゃないんでしょうか。我々にそれでは、何
の説明をしているのか。その時だけよければいいんですか。そんなやり方はないんじゃないかと思

うんですけれども、どうなんですか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 今、現在厚岸中学校の校長が住んでいる住宅についての活用につきまして、中学校の住宅は新しい場所で新築をして、補正予算を組ましていただきまして・・・、現在の既に12月から工事が始まりまして3月までに完成する予定で、その移転後の空いた後に、現在中学校の校長先生が入っている住宅を、厚岸学校の校長住宅に利用していくというところでのお話しはさせていただいております。その時に厚岸中学校の入っている住宅について、解体をし新築をするという話までは私どもはしておりません。活用していくということで、この住宅をどういう形で使っていくかということについて、随分検討させてもらいました。前段言いましたとおり耐用年数がブロック住宅なものですから、耐用年数のこともございました。そして新たに壊して新築するとなると、どのくらいの経費がかかるのかということも試算させていただきましたし、そういった中で今回この交付金がくることになりまして、それではまだまだ土台としてのブロック住宅が使用できるということですから、そういう意味では改修をしてここに厚岸小学校の校長先生が住むように改修工事をして、ここに移転をしてもらうという計画を、今、作って最終的に提示をさせてもらったと。厚岸小学校の出した後の校長住宅は、ここもブロックの住宅なものですから、これも改修をしてさらに活用していけるような形で残していきたいということにしました。そういった形でありまして、前段の厚岸中学校、今使っている中学校の校長住宅を取り壊して新築をするという話では、私ども、そういった説明をしたことはありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） 今、先の総務委員会の議事録を起こして、どうだこうだということにはならないと思うんですよね。ただ、あの時の説明からすると、当然、新しい校長住宅になっていくのではないのかというふうに、私だけではなくて他の委員さんも受けていると。それで、それを言っているかもしれませんが。ただ、その、この校長住宅について、教員住宅もそうですけれども、結構、思いつきみたいに物事が進んできていることに対しては、やはり、本当に慎重にやって議論を進めて調査をし、あるいはどういうふうに活用するのかと、学校敷地を含めて。そういうことが、慎重にやられてきたのかということになると、さっき私が言ったように二転三転したわけでしょう。そういう実態の中で片方では進めようとしたわけですよ。ですからそういう教員住宅のあり方、あるいは学校敷地の利用の仕方、そういうものも含めて、やはりきちんとした方針が長期に渡る方針を持っていなければ、ころころ方針が変わったのでは困るんですよ。結果的にグラウンドについてはああいうふうに収まりましたけれども、これがまた、今回の教員住宅が、言ってみれば後10年位ずつお互いにあるんですか、厚中も厚小も、耐用年数が。それを、今回改修することによって、十分住宅機能を維持していくだけの工事が今回の予算でできるのか。ところがやってみただけでも、結果的に2年、3年経ったらやっぱりだめだったと

ということになったのでは困るんですよね。私が聞いているのは厚岸小学校の校長住宅は結構傷みが激しいというふうに聞いているんですけども、これで十分可能なかどうか、そのあたりもう一度、説明をお願いしたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 建築後、厚岸小学校の校長住宅は33年、厚岸中学校は32年、真龍小学校の校長住宅は30年ということで経過しておりますが、今回750万円の教員住宅整備費を計上させていただきまして、それぞれ内部の浴室であり流し台であったり、断熱ドアの改修、さらには内装のクロスの張り替えなどを行うことによって、一定の期間これからはまだ使用していけるということを考えまして、今回、この3棟の改修工事を計画させてもらったところであります。改修費、それぞれ約200万円から230万円の予算になりますけれども、そういった形でしばらく使用していただく改修工事にしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。2番。

●2番（堀委員） 今の答弁の中で、今年度の当初予算の中では厚岸小学校の校長住宅というのは建て替えるといった時には、現在の厚岸小学校の校長住宅は壊すんだという話だったと思うんですよ。去年の3月の時ですね。それが、残すという、改築となった。だから先ほど来10番さんが言われたように、その変わる経過というものが全然わからないのでどうなんだという話なんですよね。その点について私も、少なくとも中学校の校長住宅については壊すというふうに確かに委員会などの中でもないと思うんですけども。小学校の校長住宅については、当初予算の議論の時に壊すというふうになっていたと思うんですよ。これについてどのようになっているのかというのをお聞きしたいと思うんですけども。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 現に、小学校の校長住宅については、移転して、いずれにしても違う場所にとということですから、この住宅については一定の改修をして一般教員用というふうに当初から我々、思っていましたので。その移転した残った部分をどうするかという議論、解体いたしますというようなお話は一切していません。

●委員長（室崎委員） 2番。

●2番（堀委員） そうすると結果的に、玉突き状に新築に対して改築の部分もなっていくので、現小学校の校長住宅というものが新たな利用、新たな形の中でどなたかが入るといふ形になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。そういった時に、それは小学校の先生の教員住宅なのか、中学校の教員住宅なのかとか、そういうことというのは今の段

階では決まっているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） いわゆる市街地の住宅について言うと、現在もそうですけれども、例えば梅香町周辺はこちらは小学校専用ですとかこちらは中学校専用ですとかというふうに決めておりませんので、特に一般教員については、その年その年の人事異動の中で、例えば、来られる家族の方が多ければ、広めの住宅を提供するなりというふうな手法でございますので、今後、この改修したところに小学校の教員が入りますとかという決め方はしていません。

●委員長（室崎委員） 2番。

●2番（堀委員） わかりました。それで今回の改修なんですけれども、先ほど来30年以上経過している建物だと。ただ、ブロック造りなものだから耐用年数は40年、45年くらいというような形の中で、後10年くらいあるから、今回改修して使うんだと。例えばブロック造りの建物でも、改修することによって耐用年数が延ばすという、工事というものがあると思うんですけれども。今回、行おうとする改修によってそれらの耐用年数というのが伸びるようになるのか、それとも耐用年数というのは先ほど来、クロスの張替だとかなんとかと言っていたので、基礎関係だとかそういう排水管だとかまでいかないのかなと思うんですけれども。耐用年数を延ばすということの考え方というのは初めからなかったんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

[休憩 午後2時26分]

[再開 午後2時27分]

●委員長（室崎委員） 再開します。管理課長。

●管理課長（須佐課長） 大変申し訳ございません。ただ今の耐用年数を延ばす工事とか事業とかいうことでご質問がございましたが。今回の工事を行うことによって、耐用年数が延びるということではなくて、維持管理をきちっとしていくことによってさらに長く使用していけるという、こういったことを踏まえて対応を図っていきたいということで考えております。ご理解をいただきたいと思います。

●2番（堀委員） いいです。

●委員長（室崎委員） いいですか。

●2番（堀委員） はい。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。なければ先に進みます。3項中学校費、2目学校管理費。2番。

●2番（堀委員） 中学校のグラウンドの照明につきましては、今までいろいろなPTAなり、親、また、体育協会などから要望があがっている。それがなかなか実現できなかったものが、今回ようやく実現できるといった中では、本当に今回の予算付けというのは私もPTAの一員として有りがたく思います。それでお聞きしたいのが、今回、厚岸中学校4基、真龍中学校、これは現潮見高等学校に設置しようとしている4基というふうになっているんですけども。この4基の設置方法、それぞれの設置方法。面積とかも違いますので、あれですけども。例えば中学校だと何ワット、小学校だと何ワットとかというような形の中で計算されているのかなと思うんですけども。それについてお聞きしたいと思います。また、その設置する位置。例えば厚岸中学校だと、夜間行おうとすると、現在の状況だと野球がメインで、夜間のクラブ活動としてやっていると思うんですけども。そちらを、その利用を考えた4基の設置をするのか、それとも全体を照らすための4基の設置なのか。同じく、真龍中学校となる現厚岸潮見高等学校の4基についても、その設置の方法というものを絞った設置なのか、それとも全体的な証明なのかというものをお聞きしたい。一番思うのが、全体的にやるといった時に、4基で十分な照度を保てるのかということになると思うんですよ。その点について教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 中学校のグラウンド照明の設置のご質問でございますが、このグラウンド照明の明るさの関係につきましては、野球が障害なくできるというような照度をもっている明るさではございません。この照明で対応できるのはせいぜいサッカーボールくらいの大きなボールであれば対応できると思いますが、野球が安全な明るさの中でできるというほどの明るさをもったグラウンド照明ではないということをご理解願いたいと思います。これまでも真龍小学校等にも設置しておりますが、そういった中では、今まで暗い中で、厚岸小学校もそうです。暗い中でやってきた時に、照明がないかということがございました。そういった中では小さな野球のボールはやはり、それなりの明るさがなければ安全な競技ができないと思っておりますが、サッカーぐらいの大きなボールであればここで練習が可能ということでありまして、従いまして、照明器具も4基で何とか明るさを採りながら屋外での、グラウンドでの練習ができるというような明るさを考えておりますので、その点も含めてご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 2番。

●2番（堀委員） ただ、実際にサッカー部というのがあるのは、真龍中学校だけなのかな。それで、厚岸中学校の方にはサッカー部というのがないんですよ。そういった中

で、その照明をあれしても結果的には、現在いる野球というものに使えないのであれば、意味があるのかという話になると思うんですよ。せっかく要望して、ついたついたら言っ
てよかったなといっても、実際に点灯してみたら全然暗くてだめだったら何のためにこの
厚岸中学校の方に設置しようとするのかということになると思うんですけれども、その点
についてももう一度お聞かせ願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 現在の厚岸小学校の活用方法をご存じかと思うんですけれども。
小学校に設置する時もお話ししました。あの照明で野球のゲームをするのは非常に危険で
すと、ですから例えば明るいうちに球を使った練習をしても、最終的に30分なり1時
間違う練習をしながら、片付けまで行えるというふうな形で、その照明だけで例えばゲー
ムをするには照度は、莫大な金額がかかるということはもちろん、野球場の照明を考えて
も何千万桁ですので、そういうふうなことは到底できないけれども、補助として明るいう
ちに電気を点けないあたりまでには、薄暗くなるまでにはできるんだけれども、後の残り
片付けの練習等を含めて、1時間程度いろいろな片付けができるというような補助照明で
あるというのを了解していただいて、つけているというのが実態でございますから、これ
は中学校についても今までであれば、まるっきり日没以降には真っ暗になっていた部分を
同じような形で練習の最後を片付けるという程度に考えていただかないと、野球をするに
は暗いんですというのは、承知していただいている上での設置ですので、何とかご理解願
いたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 2番。

●2番（堀委員） 夜間にクラブ活動といった中で、対外的な試合とかというものをやる
ということはないので、試合というものは想定はしません。ただ、日常の練習とかといっ
たものの中で使用に支障がないものをやはり確保してもらいたいというのが、切なる願い
だと思っんですよ。小学校のやつを大体見てくださいといったものなんでしょうけれども。
やはり実際に点けてみた時にどうしても足りないという場合だってあると思うんですよ。
小学校のグラウンドよりも中学校のグラウンドというのは若干、広いのかなと思いますし、
また、潮見高校だともっと広くなると思うので、実際につけてみたけれどもやはり同じ条
件というふうにはならない。そして、利用状況というものを考えた時にもやはりちょっと
暗いのではないのかなというものが出てくると思うんですよ。そういった時に、今回の4
基の整備で、じゃあもう、照明が全部いいんだというものではなくて、状況に応じた検討
というものも今後していただきたいと思うんですけれども、この点についてはどのように
お考えでしょうか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今までも、いわゆる今回もそうですけれども。いわゆるバックネットに対して両側から2基ずつを予定しているところです。ですから逆にいますと、当然私たちも全体を照明するなんていうことは全く考えていないことですし、ですから最終的な野球の仕上げのような形の部分での補助照明だということを念頭においていただきたいと思います。ですから、これが4基を8基にしたところで、先ほど言ったように夜間野球をやるにはこれくらいの照明が必要ですよという明度からいうと全く足りません。ですからこれをあてにして、逆に言うとフルの練習をされるというのは、逆に言うと私は危険だというふうに思いますので、例えば暗くなったら、今まで練習していたボールも回収できないじゃないかというふうな部分を考えれば、当然、今の練習よりは長く行うことができるというふうに思っていますし、そういう意味で、僕もよく厚岸小学校の練習を見ているんですけども、暗くなってからの照明ではそういうふうなボールを直接打ったり取ったりというふうな動きというのは避けているのではないかなというふうに、監督さんもわかってご指導いただいているのかなというふうに思っていますので、その点は是非、ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 2番。

●2番（堀委員） 例えば野球の練習だと、現状だと、全然照度が足りないんで、車のライトを照らしながら、そこでシートロックを受けるとかなんとかとやっているのが、現実だと思うんですよ。ですから、全体的に照度が足りない。確かにそれを満足するというのは大変な投資というものがかかりますので、最近の、子供も少なくなっている中ではなかなか難しいのはあると思います。今、設置されようとする照明というものが、どのように設置するのがいいのかというのは、これはやっぱり実際にやる子どもたちや指導する方々が一番よくわかると思うんですよ。そう言った中で少しでもそういう使う人方が使い勝手が増えるような設置の仕方というものを、実際に設置する時には考えてもらいたいと思うんですけども、この点についてはどのように進めていこうかなと。一番いいのは、ある程度大きいものが可動式で動くようになれば、いろいろと寄せたりできるのかなとは思うんですけども。なかなかそうもならないといった中では、当初の設置位置というものが大変重要になるのかなとも思いますので、そこら辺ですね、実際の先生方や指導者、また子供たちからも話を聞くような形の中でやっていただきたいと思うんですけどもどうでしょうか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） もちろんこれは屋外のそういうクラブ活動の対応というのが主なものと考えておりますので、使われる方たち、先生方、あるいはその部の生徒たちの意向なりというものを、聴取、お話を聞いた上で実施してまいりたいというふうには考えております。ただ、おっしゃるような移動式はちょっと、今のもご存じだとは思いますが、かなり高い位置から降ろさないと実際には、低いと照明が入るというふうな部分もありますので難しいかなというふうには思います。ただ、要望を伺う中で設置位置につい

ては検討をさせていただきたいと思います。

●2番（堀委員） いいです。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●2番（堀委員） はい。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。無ければ先に進みます。5項社会教育費、6目情報館運営費。ございませんか。それではここで、先ほど保留いたしました、7款2項1目の道路橋梁維持費についての答弁を認めます。端的にお願いします。建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 大変貴重な時間、申し訳ございません。先ほど9番菊池委員さんの方からご質問ございました厚岸大橋補修工事の期間の関係でございます。現在北海道では厚岸大橋老朽化対策事業として、橋梁の塗装工事を行っております。工事は湖南地区側の方から1スパンごとに工区を区切って実施しており、完了年度は平成27年度というふうに北海道の方から聞いておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） すみません、これ1回だけにしてください。

●9番（菊池委員） 聞いていたとおり5年間ということわかりました。

●委員長（室崎委員） 以上で歳出を終わります。次に第2条です。3ページをお開き願います。第2条、繰越明許費の補正です。ございませんか。なければ総体的にございませんか。10番。

●10番（谷口委員） 今回の補正予算は、主に地域活性化交付金事業が主なものだというふうに思うんですけども。今回の補正予算できめ細かな交付金とそれから、住民生活に光をそそぐ交付金と、2本立てになっておりますよね。それで、「きめ細かな」の方は、光をそそぐ交付金の2.5倍くらいの額で予算化をされているんですけども、厚岸町の補正予算においては、「光をを注ぐ」の方がかなり率にすれば10分の1くらいになっちゃうのかな。そのくらいに、10分の1まではいかないかもしれないけれども、そのくらいまでしかみていなかったんですけども、これをこの国の補正予算額と同じような額にするというところまで、「光をそそぐ」の方が伸ばすことができなかつたのかどうなのか、その辺についてお伺いをいたします。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。今回の補正の主な内容。地域活性化交付金に関わる事業というふうになってございます。それで、この地域活性化交付金というのは、大きく2つの交付金に分かれてございます。1つは、今、質問委員が言われたような、「きめ細かな交付金」。それともう1つは「住民生活に光をそそぐ交付金」。この2つを合わせて、地域活性化交付金ということになってございます。国の方の予算の中では、「きめ細かな交付金」の部分については、全国で2500億円を用意してございます。一方の「住民生活に光をそそぐ交付金」については1000億円ということでございます。このたび「きめ細かな」の部分につきましては、さらに都道府県分と市町村分ということで分かれてございまして、「きめ細かな」の方は全体で2500億円でございますが、その内都道府県につきましては1000億円、市町村分につきましては1500億円、なおかつ都道府県分については1000億円の800億円を一次として配分をし、残りの200億円については実情に応じて後でまた配分をするということでございます。こういった市町村分については1500億円という中で、いろいろな、「きめ細かな交付金」の配分の計算方式というものが国の方で定められております。それでいきますと厚岸町につきましては、今回提案させていただいておりますけれども、9558万7千円、これが厚岸町の限度額ということを示されてきております。それを満度に充当する形で今回提案をさせていただいているというものであります。一方の、「住民生活に光をそそぐ交付金」でございますが、これにつきましては全国で1000億円でございます。これにつきましては、総額1000億円の内500億円については、一次交付限度額として設定をします。残りの500億円については、一次の要望状況に応じてさらに効果の高いものを限度額に上乘せ設定をするというような国の考え方になってきてございます。そういった部分からいきますと、一次配分の厚岸町に対する交付限度額につきましては、「光をそそぐ」の部分につきましては、1155万2千円でございます。この一次での交付限度額いっぱいを充当する形で今回補正予算の方に計上させていただいたという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） そうすると、厚岸町は限度額いっぱいを「きめ細かな」の方も「光をそそぐ交付金」も、使ったということになりますけれども。これは一次の分ですよ。 「光をそそぐ」の方はね。残りの500億円については、この第一次交付限度額を超える地方公共団体であって本対策の趣旨に沿った効果が高いと認められる事業を実施しようとする者に配分するというふうになっておりますよね。これは何か厚岸町は期待ができるんですか。もうないんですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。「住民生活に光をそそぐ交付金」でございますが、今、質問委員言われたとおりですね、1000億円の内500億円については一次で配分すると。その厚岸町のい限度額は今回上程させていただいたと。残りの500億円につきましては、実はこれを充当させる事業につきましては、実施計画と

いうものを事前に各自治体の方から提出をして、その実施計画の中にあがっている事業を国の方で精査をして、一次配分を上回って計画を立てているところに対して、その趣旨に沿うもの、効果が高いものに応じて二次配分で上乘せするという考え方でございます。そういった部分では厚岸町の方も実施計画を出す中においては、今回の図書館バス事業の他にも図書購入等々の部分で実施計画のメニュー立ては行って国に上げております。ただ、これにつきましては、二次配分で満度につくものなのか、それとも一部につくものなのか、まるっきりだめなものなのか、そういった見通しは今の時点では立ってございません。それで、もし、仮に二次の部分でそれなりの応じた交付金が配分されるという見通しがつけば、次期議会の方に提案してと予算措置をさせていただきたいという考えでおります。

●委員長（室崎委員） 10番。

●10番（谷口委員） それで、この「光をそそぐ」の方なんですけど、実施計画に登載された取り組みに対しての補助ですよね。それで、町、消費者、あるいはDV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援という風になっていて。今回、厚岸町が利用したのは、3の「知の地域づくり」というのを利用したということによろしいんですか。それで、1、2は厚岸町は全然考えなかったということなんですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 「きめ細かな交付金」あるいは「住民生活に光をそそぐ交付金」、これに充当予定というか、厚岸町で登載すべき事業の洗い出しにつきましては、先ほどの15番委員さんの質問の中でご説明させていただきましたが、全課に周知をさせていただいて、こういう要項のこういったものが対象になりますという制度的なものをお示ししながら、各課の方で検討をさせていただいて、そういったあがったものをまちづくり推進課の方で調整をさせていただき、税財政課そして副町長、町長ということで、検討させていただいた中で今回このような形であげさせていただきました。実は、「住民生活に光をそそぐ交付金」というものは、今、ご質問者いわれたとおり、消費生活、消費者行政であるとか、「弱者対策」、「自立支援」、「知の地域づくり」の3分野にわたって対象ということでさせていただいております。そういった中では、最終的にはあがってきた事業要望としては、この交付金を使ってこの機会に整備をしたいと、あるいは事業実施を行いたいという要望があがってきたものが図書館バスという1点だったものですから、最終的にこのような形で定義づけをさせていただきました。

●10番（谷口委員） はい、わかりました。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。他に総体についてございませんか。無ければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

●委員長(室崎委員) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で平成22年度補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第2号、平成22年度厚岸町一般会計補正予算の審査は終了いたしました。よって平成22年度補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時52分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年1月28日

厚岸町議会平成22年度補正予算審査特別委員会

委員長
